

ご声援ください
第57回福生市消防団
ポンプ操法審査会

この審査会は、災害の防衛活動がいかに迅速かつ確実に

行われるかを審査するもので、各分団から2チームずつ出場し、計10チームが日ごろの訓練の成果を競います。半世紀以上の歴史を持つ審査会をぜひ皆さんご声援ください。



日時5月24日(日)午後0時30分～
場所多摩川中央公園
問合せ安全安心まちづくり課 防災係 ☎551・1638

第18回ふっさ輝きフェスティバル

だるま落としや輪投げ等で楽しんだあとは、模擬店コーナーでみんなの大好きな焼きそばやフランクフルト等を食べよう!(車でのご来場はご遠慮ください。)

内容 模擬店、ゲーム・スポーツコーナー、その他

日時 5月17日(日)午前10時～午後2時(雨天中止)※中止の場合は、午前8時に携帯電話情報提供サービス「テレモ自治体情報」の「マイタウン福生市」内「重要なお知らせ」に掲載するとともに、午前9時に防災行政無線でお知らせします。

場所 多摩川中央公園
参加費 無料(模擬店は当日、会場内の金券売場で金券をお買い求めください。)

主催 福生市青少年育成地区委員長会
問合せ 社会教育課社会教育係 ☎551・1950

事業所※市内事業所の場合
会などの市民団体や市内の(土曜日の正午～午後1時の間、日曜・祝日は除く。)

★七夕まつりを一緒に盛り上げよう!
七夕まつり市民模擬店
(ギャラクシーストリート100) 出店者募集
七夕まつりの恒例行事になった市民の皆さんの手作り模擬店、今年も昨年同様、栄通りで実施します。
日時 8月8日(土)・9日(日)午後2時～8時50分(時間は変更の可能性あり)
場所 栄通り(りそな銀行からネットヨタ多摩の間の500メートル)
費用 【出店負担金】3,900円、【警察への道路使用申請料】2,100円の計6,000円(警察署、保健所への手続きは事務局が実施)
田店資格町会や自治会、社会教育団体、PTA、こども会などの市民団体や市内の事業所※市内事業所の場合



申込書記入に必要事項を記入し、代表者の住民票または外国人登録原票記載事項証明書(住民確認等に使用します)を添えて、福生七夕まつり実行委員会事務局(地域振興課) ☎551・1699へ。※申込み多数の場合は抽選となります。なお、配付と受付の期間が異なりますので、ご注意ください。
第7回福生七夕織姫コンテスト出場者募集!
既婚・未婚にかかわらず小学生以上の女性が対象です。我こそは「織姫」と思われる方、ぜひ応募ください。
出場資格 小学生以上の女性で東京都在住・在勤・在学の方(自薦・他薦は不問)
募集定員 20人(応募者多数の場合は書類選考を実施)
※詳細は広報ふっさ6月1日号でお知らせします。
問合せ 七夕まつり実行委員会事務局 ☎551・1699

▼庁舎地下駐車場の利用について
市役所閉庁時の地下駐車場利用については、スロープから出入りしていただいていたのですが、6月1日より市役所第二棟のエレベーターを利用し、夜間通用口からの出入りが可能となりますので、ご利用ください。
なお、利用できる時間は、駐車場開場時間とします。
駐車場開場時間 午前8時～午後10時 ※入庫は午後8時まで
問合せ 契約管財課管財係 ☎551・1535

申込書受付期間 6月1日(月)～13日(土)
時間 両期間とも午前8時30分から午後5時15分まで
田店募集数 130店
申込書配付期間 5月15日(金)～6月12日(金)
申込書受付期間 6月1日(月)～13日(土)

並びに個人による出店はできません。
田店募集数 130店
申込書配付期間 5月15日(金)～6月12日(金)
申込書受付期間 6月1日(月)～13日(土)

申込書記入に必要事項を記入し、代表者の住民票または外国人登録原票記載事項証明書(住民確認等に使用します)を添えて、福生七夕まつり実行委員会事務局(地域振興課) ☎551・1699へ。※申込み多数の場合は抽選となります。なお、配付と受付の期間が異なりますので、ご注意ください。
第7回福生七夕織姫コンテスト出場者募集!
既婚・未婚にかかわらず小学生以上の女性が対象です。我こそは「織姫」と思われる方、ぜひ応募ください。
出場資格 小学生以上の女性で東京都在住・在勤・在学の方(自薦・他薦は不問)
募集定員 20人(応募者多数の場合は書類選考を実施)
※詳細は広報ふっさ6月1日号でお知らせします。
問合せ 七夕まつり実行委員会事務局 ☎551・1699

6月1日(月)から「家具転倒防止器具支給事業」実施

～申請受付を開始します～

問合せ安全安心まちづくり課防災係 ☎551・1638
※【取り付け支援業者】シルバー人材センター ☎553・3261

この事業は、福生市に住所を有する世帯で、希望する世帯主に対して上限15,000円相当の家具転倒防止器具を現物で支給する事業です。

申請と配布は、市が指定する店舗で行ないます。なお、支給する世帯数には限りがありますので、申請は先着順の受け付けとなります。

■支給対象

福生市に居住し、住民登録または外国人登録をしている世帯

■支給の申請について

市が指定する店舗(地図参照)で「家具転倒防止器具支給申請書」に必要事項を記入し、その場で申請してください。

また、店舗で申請書を受け取り、市役所安全安心まちづくり課防災係あてに郵送、あるいは持参することも可能ですが、各器具の説明を受けながら申請を行なえる店舗での申請をお勧めします。

現物支給を実施する件数は、年間約440件の予定のため、申請は先着順とします。申請の受付件数には限りがありますので、あらかじめご了承ください。

器具の支給はポイント制となりますので、店舗での説明を参考に家具

転倒防止器具の中から必要なものを選び、合計が150ポイント以内になるようにお申し込みください。余ったポイントは切り捨てとなりますので、ご注意ください。

■器具の支給の方法

申請受付後、安全安心まちづくり課防災係で審査を行ない、「福生市家具転倒防止器具支給(不支給)通知書」をお送りします。支給が決定した世帯へは、器具の準備ができ次第、申請を行なった店舗から連絡があります。なお、配送の際に受領確認の押印をお願いします。

■器具の取り付け支援について

次のいずれかに該当する方のみで構成されている世帯で、器具の取り付けを希望する場合は無料で取り付け支援をしますので、「家具転倒防止器具支給兼取付申請書」により申請してください(申請の際に印鑑が必要です)。

- ①満65歳以上の方
- ②要介護・要支援認定を受けている方
- ③身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方
- ④難病医療費助成を受けている方(※医療証)

⑤その他市長が特別な理由があると認めた方

※一般の世帯で、器具の取り付けを希望する場合は、有料で取り付け支援を行なうシルバー人材センターへ依頼することができます。詳しい依頼方法や料金については、直接シルバー人材センターへお問い合わせください。

■注意事項

①支給を希望される器具が、自宅の家具に取り付けが可能かを確認して

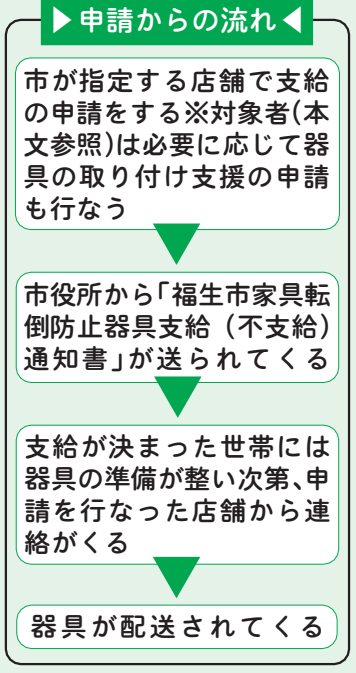
申請を行なってください。

②支給は1世帯につき一回限りです。同一世帯で複数の方が申請することはできません。一度支給を受けた世帯は再申請できません。余ったポイント分で再度申請を行なうこともできませんのでご注意ください。

③市役所介護福祉課で行なっている「高齢者家具転倒防止装置設置」とは別事業になりますので、以前に設置をされた方も申請が可能です。

④家具転倒防止器具は、取り付けの状況次第で効果が得られない場合があります。万が一が一家具が転倒した場合、市では責任を負いかねます。

⑤返品・交換は、器具到着後10日以内に申請を行なった店舗までご連絡ください。器具の不良・傷・汚れなどの場合は無償で交換します。ただし、現金での返金はできません。



安全安心まちづくり市民ひろば 次回の開催日時 5月26日(火)午後7時～9時 場所 かわたけ会館2階集会室 ※市内在住・在勤の方ならどなたでも参加できます。 問合せ安全安心まちづくり課地域安全係 ☎551・1699